3　二人以上の者が使用するための衛生設備は、次の条件を満たすべきである。
(a)　床は、承認された材料であって耐久性があり、かつ、湿気を通さないものを用いたものとすべきであり、また、適切に排水されるべきである。
(b)　隔壁は、鉄鋼その他の承認された材料のものとすべきであり、また、床から少なくとも二十三センチメートル上方まで水密にすべきである。
(c)　衛生設備は、十分に照明し、暖房し、及び通風すべきである。
(d)　便所は、寝室及び洗面室から便利に利用することができるが区別された位置に設け、寝室と直接又は便所に行くことのできる唯一の通路によってつながらないようにすべきである。この条件は、合計四人以下の船員を収容する二の寝室の間の区画に便所が位置する場合には、適用しない。
(e)　一の区画に二以上の便所がある場合には、私生活を確保するため、十分に仕切られるべきである。
4　船員の利用に供される洗濯設備には、次のものを含めるべきである。
(a)　洗濯機
(b)　乾燥機又は適切に暖房し、及び通風した乾燥室
(c)　アイロン及びアイロン台又はこれらに相当するもの

B 3.1.8　指針　医務室

1　医務室は、診察及び応急医療を容易にし、並びに伝染性疾患のまん延の防止に役立つように設計すべきである。
2　入口、寝台、照明、通風、暖房及び水の供給の配置は、快適さを確保し、及び患者の治療を容易にするように設計すべきである。
3　必要とされる医務室の寝台の数は、権限のある機関が定めるべきである。
4　専ら医務室の患者の利用に供するため、医務室の一部として又はこれに近接して、衛生設備を設けるべきである。当該衛生設備は、少なくとも一の便所、一の洗面台及び一の浴槽又はシャワーから成るべきである。

B 3.1.9　指針　その他の設備

1　機関部の人員が衣服を着替えるための設備が別個に設けられる場合には、当該設備は、次の条件を満たすべきである。
(a)　機関区域外に位置しているが、当該区域への出入りが容易であること。
(b)　個人の衣服用ロッカー、浴槽若しくはシャワー又はその双方並びに清水の温水及び冷水の出る洗面台を備えていること。

B 3.1.10　指針　寝具、食器その他の備品

1　加盟国は、次の原則を適用することを考慮すべきである。
(a)　清潔な寝具及び食器は、船舶における勤務の間船舶内で使用に供するため、船舶所有者が全ての船員に対して供給すべきである。船員は、船長が指定する時及び船舶における勤務の完了時に、これらを返却する責任を負うべきである。
(b)　寝具は、良質のものとすべきであり、また、皿、コップその他の食器は、承認された材料で作られ、かつ、容易に洗浄することができるものとすべきである。
(c)　タオル、石けん及びトイレットペーパーは、船舶所有者が全ての船員に提供すべきである。

B 3.1.11　指針　レクリエーション用の設備並びに郵便及び船舶への訪問に関する手配

1　レクリエーションに係る設備及びサービスについては、海運業における技術上、運航上及び他の進歩から生ずる船員の需要の変化に照らして適当なものであることを確保するため、頻繁に検討を行うべきである。
2　レクリエーション用の設備のための備品は、少なくとも書棚並びに読書用及び筆記用の設備を含むべきであり、また、実行可能な場合には、遊戯用具を含むべきである。
3　権限のある機関は、レクリエーション用の設備の計画に関連して、酒保を設けることについて考慮を払うべきである。
4　実行可能な場合には、船員に費用を負担させることなく、次の便宜を含めることについても考慮を払うべきである。
(a)　喫煙室
(b)　テレビジョンの視聴及びラジオ放送の受信
(c)　映画の上映（航行の期間に応じた十分な本数を備え、及び必要な場合には合理的な期間の間隔で取り替えるべきである。）
(d)　スポーツ用具（体操用具、卓上用の遊戯用具及びデッキ遊戯用具を含む。）
(e)　可能な場合には、水泳用の設備
(f)　職業に関連する本その他の本を収める図書室（本は、航行の期間に応じた十分な冊数を備え、及び合理的な期間の間隔で取り替えるべきである。）
(g)　レクリエーションとしての工芸のための設備
(h)　電子機器、例えば、ラジオ、テレビジョン、ビデオレコーダー、デジタルビデオディスクプレーヤー及びコンパクトディスクプレーヤー、パーソナルコンピュータ及びソフトウェア並びにカセットレコーダー及びカセットプレーヤー
(i)　適当な場合には、民族的な、宗教上の又は社会的な慣習に反しない限り、船員のための酒場を船舶内に設けること。
(j)　船舶と陸上との間の電話通信並びに可能な場合には電子メール及びインターネットへの妥当な金額の利用料金による合理的なアクセス
5　船員の郵便物ができる限り確実かつ迅速に送付されることを確保するため、あらゆる努力を払うべきである。船員の統制の及ばない事情により郵便物を再送しなければならない場合において、当該船員が追加の郵便料金の支払を要求されることを回避するための努力についても、考慮すべきである。
6　船員が可能かつ妥当なときはいつでも、港にある船舶においてパートナー、親族及び友人の訪問を受けることについての許可を迅速に与えられることを適用可能な国内法令又は国際法に従って確保するための措置が検討されるべきである。このような措置は、保安上の認可に関する懸念に対処するものとすべきである。
7　実行可能かつ妥当な場合には、船員が航行にパートナーを伴うことを認める可能性について考慮を払うべきである。当該パートナーは、災害及び疾病を対象とする適切な保険に加入しているべきである。船舶所有者は、船員に対し、そのような保険への加入のためのあらゆる援助を与えるべきである。

B 3.1.12　指針　騒音及び振動の防止

1　居住設備、レクリエーション用の設備及び料理の提供のための設備は、機関、操舵機室、甲板のウィンチ、通風装置、暖房装置、エアコンディショナーその他騒音を生ずる機械及び器具からできる限り離れた位置とすべきである。
2　音を発生する区域内の隔壁、天井及び床並びに機関区域のための自己閉鎖型の防音扉の構造及び仕上げには、遮音材その他の適当な音を吸収する材料を使用すべきである。
3　機関室その他の機関区域には、実行可能なときはいつでも、機関室の人員のための防音の中央制御室を設けるべきである。工作室のような作業区域については、機関室の騒音全般からできる限り遮断すべきであり、また、機械の作動による騒音を軽減するための措置をとるべきである。